

令和 8 年度

福島県立聴覚支援学校高等部入学者選抜 募 集 要 項



〒963-0201 福島県郡山市大槻町字西ノ宮西 3 2 番地
TEL 024-951-2081 FAX 024-951-8410

J R 郡山駅から約 6 km

バス：大槻車庫前、新池下団地方面 約 3 0 分
西の宮下車 徒歩 3 分

タクシー：郡山駅前より 約 1 5 ～ 2 0 分

東北自動車道：郡山中央スマートインターチェンジから 1 km 約 2 分

令和8年度福島県立聴覚支援学校高等部入学者選抜募集要項

福島県立聴覚支援学校（以下「本校」という）高等部の入学者選抜は、『令和8年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱』（以下「実施要綱」という）によって実施する。

I 入学者募集

1 募集定員

普通科
情報工業科
生活技術科

前後期あわせて10名程度
各科とも男女いずれも受験できる。

2 教育内容

各学科全日制とし、修業年限は3年とする。

特別支援学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を基に、普通科・情報工業科・生活技術科により、大学等の進学や企業等への就労を目指した学習を進める。

3 出願資格

＜特別支援学校前期選抜＞

- (1) 本校高等部に入学を出願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3に定められた聴覚障がいのある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という）。

なお、県立高等学校前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という）に出願する者は、特別支援学校前期選抜に出願することはできない。

- (2) 志願者は、出願申請前までに、志願先特別支援学校での入学者選抜に係る教育相談を受けるものとする。

- (3) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、出願申請前までに、出願資格申請書（様式第1号）を提出し、志願先の特別支援学校長の承認を得て、出願資格通知書（様式第2号）を受け取るものとする。

＜特別支援学校後期選抜＞

上記の特別支援学校前期選抜（1）に定めるところ及び原則として次の（1）～（3）による。

- (1) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかを受験している者。
(2) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。
(3) 他県から転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。

なお、県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、特別支援学校後期選抜に出願することはできない。

4 募集範囲

原則として県下一円とする。

Ⅱ 特別支援学校前期選抜

1 出 願

(1) 出願方法

出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という）を利用する。

(2) 併願の取扱い

- ① 本校高等部に出願した者は、同時に他の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。
- ② 相異なる学科間の併願は認めない。

(3) 出願手続

- ① 志願者は、出願申請前までに、本校での入学者選抜に係る教育相談を受ける。
- ② 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在籍（出身）校長を通して、出願申請の前までに、出願資格申請書（様式第1号）を持参又は送付により聴覚支援学校の校長（以下「本校校長」という）に提出する。ただし、本校の中学部から本校の高等部に出願する場合は、この申請を必要としない。また、年齢20歳以上の者については、中学校長による証明を必要とせず、志願者が直接提出する。
- ③ 出願資格を有することを承認した本校校長は、出願資格申請書を提出した志願者に対して、出願資格通知書（様式第2号）を通知する。
- ④ 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、在籍（出身）校長に出願を申請する。

【申請期間】

令和8年1月26日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）正午まで

- ⑤ 在籍（出身）校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていることを確認の上、出願を承認する。

【在籍（出身）校長承認期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）午後4時まで

- ⑥ 在籍（出身）校長は、書面による提出が必要な書類がある場合、出願受付期間内に、持参又は送付により志願先の本校校長に提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月6日（金）正午まで

※中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、志願者が直接、出願手続を行う。

【書類の提出について】

持参の場合、受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。送付の場合、送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

（断りがない場合、本冊子において以下、同じ。）

(4) 出願に必要な書類

- ① 高等部入学志願に関する調査書（様式第3号）。知的障がい特別支援学校中学部生徒指導要録（視覚支援学校、聴覚支援学校及び 肢体不自由又は病弱特別支援学校で知的障がいを併せ有する生徒のものも含む）、又は中学校生徒指導要録（知的障がい特別支援学級）を使用している学校においては、学習の記録（様式第4号）に記入して添付する。

【提出期間】

令和8年2月16日（月）午前9時から令和8年2月17日（火）午後4時まで

- ② 学校教育法施行令第22条の3に定められた聴覚障がいのあることを証明する書類（「身体障害者手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）。ただし、本校中学部から出願する場合は、この証明書類を必要としない。
- ③ 入学検定料は徴収しない。

(5) 出願先変更

出願先変更とは、先の出願を取り下げて新たに出願することをいい、期間内で、1回に限り、他の特別支援学校高等部及び福島県立高等学校（以下「県立高等学校」という）への変更、同一特別支援学校高等部内での出願した学科の変更をすることができる。

【申請期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年2月12日（木）正午まで

【在籍（出身）校長承認期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年2月12日（木）午後4時まで

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年2月13日（金）正午まで

- ① 学科を変更する場合

出願先変更を希望する志願者は、在籍（出身）校長にその旨を申し出た後、WEB出願システムに新たな志願先の志願情報を登録し、在籍（出身）校長に申請する。ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接出願先変更の手続きを行う。

在籍（出身）校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていることを確認した上、新たに出願を承認する。

- ② 他の特別支援学校高等部へ変更する場合

出願先変更を希望する志願者は、在籍（出身）校長にその旨を申し出た後、WEB出願システムに新たな志願先の志願情報を登録し、在籍（出身）校長に申請する。ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接出願先変更の手続きを行う。

在籍（出身）校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていることを確認した上、新たに出願を承認し、書面による提出が必要な書類がある場合、出願先変更受付期間内に、持参又は送付により新たな志願先の校長に提出する。

- ③ 県立高等学校へ変更する場合

福島県立高等学校入学者選抜実施要綱によるものとする。

(6) 受験票の印刷

- ① 本校校長は、出願先変更受付期間の終了後、令和8年2月17日（火）午後4時までに、WEB出願システムにより受験票（様式第5号）を発行する。

- ② 志願者は、令和8年2月18日（水）午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

なお、受験票の印刷は中学部又は中学校において代行することができる。

（7） 出願取消

前期選抜に出願した者が出願を取り消す場合は、速やかに出願取消の手続を行う。

- ① 中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、在籍（出身）校長に申し出た後に、WEB出願システムに出願取消の情報を登録し、在籍（出身）校長に出願取消を申請する。

- ② 在籍（出身）校長は、WEB出願システムにおいて、出願取消の情報に誤りがないことを確認の上、承認する。

※志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、在籍（出身）校長は、本校校長に連絡をした後に手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年3月13日（金）午前9時まで

- ③ 中学部又は中学校卒業後及び卒業見込みの者以外の者は、本校校長に出願取消を申し出た後に、志願者が直接、出願取消の手続を行う。
- ④ 前期選抜の出願を取り消した者は、印刷した受験票を破棄する。また、本校に提出した書類は返還しない。

2 入学者選抜

（1） 選抜方法

調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

（2） 学力検査・面接

① 学力検査

- ア A型 中学校、特別支援学校中学部で通常の教育課程を履修した者は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の検査とする。
- イ B型 中学校、特別支援学校中学部で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者は、原則として国語、数学及び自立活動の諸検査とする。
- ウ C型－ア 中学校、特別支援学校中学部で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者は、自立活動の諸検査とする。
- エ C型－イ 特別支援学校中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者は、自立活動の諸検査及び行動観察とする。

- ② 面 接 志願者全員に対して行う。

- ③ 期 日 令和8年3月4日（水）

- ④ 場 所 福島県立聴覚支援学校（福島県郡山市大槻町字西ノ宮西32番地）

- ⑤ 受付時間 午前8時00分から午前8時30分までとする。

感染症に罹患している志願者については、在籍（出身）校長を通して連絡し、午前8時30分から午前8時35分までに指示された入り口から受付する。

⑥ 日 程

A型

区分	受付	諸注意	I	15分	II	15分	III	15分	IV	60分	V	15分	VI
実施時間	8:00 ～ 8:30	8:30 ～ 8:50	9:00 ～ 9:40	分間休憩	9:55 ～ 10:35	分間休憩	10:50 ～ 11:30	分間休憩	11:45 ～ 12:25	分間休憩	13:25 ～ 14:05	分間休憩	14:20 ～ 15:20
時間	30分	20分	40分		40分		40分		40分		40分		60分
教科等			国語	憩	数学	憩	理科	憩	社会	憩	英語	憩	面接

B型

区分	受付	諸注意	I		20分	II	20分	III
実施時間	8:00 ～ 8:30	8:30 ～ 8:50	9:00 ～ 9:20	9:20 ～ 9:40	分間休憩	10:00 ～ 10:40	分間休憩	11:00 ～ 11:30
時間	30分	20分	20分	20分		40分		30分
教科等			国語	数学	憩	自立活動の諸検査	憩	面接

C型－ア 及び C型－イ

区分	受付	諸注意	I	15分	II
実施時間	8:00 ～ 8:30	8:30 ～ 8:50	9:00～9:40	分間休憩	9:55 ～ 10:25
時間	30分	20分	40分		30分
教科等			自立活動の諸検査（C型－ア） 自立活動の諸検査及び行動観察（C型－イ）	憩	面接

（３） 選抜結果発表

- ① WEB出願システムにより、選抜結果の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日（月）午後1時から令和8年3月24日（火）午後5時まで

- ② ①の他に、令和8年3月16日（月）午後1時から午後4時まで、本校玄関前に掲示し発表する。
- ③ 合格者に対して合格通知書（実施要綱様式第6号）を交付するので、受験票を持参し、来校すること。
- ④ 発表後、令和8年3月16日（月）午後1時から午後2時の間に制服採寸等を行う。

（４） 学力検査結果の提供

- ① WEB出願システムにより、学力検査結果を確認する。
- ② 対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

（５） 入学辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式第7号）を在籍（出身）校長を通して、本校校長に提出する。ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、

直接、本校校長に提出する。

なお、本校に提出した書類は返還しない。

Ⅲ 特別支援学校後期選抜

1 出 願

(1) 出願方法

出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という）を利用する。

(2) 併願の取扱い

- ① 本校高等部に出願した者は、同時に他の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。
- ② 相異なる学科間の併願は認めない。

(3) 出願手続

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出願」の「(3) 出願手続」（2 ページ参照）に定めるところによる。期間は以下のとおり。

ただし、申請期間、在籍（出身）校長承認期間、出願受付期間は次のとおりとし、調査書は、出願受付期間内に提出することとする。

【申請期間】

令和 8 年 3 月 1 7 日（火）午前 9 時から令和 8 年 3 月 1 8 日（水）午後 2 時まで

【在籍（出身）校長承認期間】

令和 8 年 3 月 1 7 日（火）午前 9 時から令和 8 年 3 月 1 8 日（水）午後 3 時まで

【出願受付期間】

令和 8 年 3 月 1 7 日（火）午前 9 時から令和 8 年 3 月 1 8 日（水）午後 4 時まで

(4) 出願に必要な書類

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出願」の「(4) 出願に必要な書類」（3 ページ参照）に定めるところによる。

(5) 出願先変更

出願者は、出願先変更期間内で、1 回に限り出願先を変更することができる。出願先変更の手続については、この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出願」の「(5) 出願先変更」（3 ページ参照）に定めるところによる。ただし、申請期間、在籍（出身）校長承認期間、出願先変更受付期間は、次のとおりとする。また、調査書及び書面にて提出が必要な書類がある場合は、出願先変更期間内に提出することとする。

【申請期間】

令和 8 年 3 月 1 9 日（木）午前 9 時から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）午後 2 時まで

【在籍（出身）校長承認期間】

令和 8 年 3 月 1 9 日（木）午前 9 時から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）午後 3 時まで

【出願先変更受付期間】

令和8年3月19日（木）午前9時から令和8年3月19日（木）午後4時まで

（6） 受験票の印刷

- ① 本校校長は、出願先変更受付期間の終了後、令和8年3月23日（月）午前10時までに、全ての志願者に受験番号を付して、WEB出願システムにより受験票を発行する。
- ② 志願者は、令和8年3月23日（月）正午以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。
なお、受験票の印刷は中学部又は中学校において代行することができる。

（7） 出願取消

この要項に示した「Ⅱ特別支援学校前期選抜 1出願」の「（7）出願取消」（4ページ参照）に定めるところによる。ただし、出願取消期間は、次のとおりとする。

【出願先取消期間】

令和8年3月19日（木）午前9時から令和8年3月24日（火）午前9時まで

2 入学者選抜

（1） 選抜方法

調査書、面接の結果に加えて、小論文又は自立活動の諸検査の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

（2） 小論文又は諸検査・面接

- ① 期 日 令和8年3月24日（火）
- ② 場 所 福島県立聴覚支援学校（福島県郡山市大槻町字西ノ宮西32番地）
- ③ 受付時間 午前8時15分から午前8時30分までとする。
感染症に罹患している志願者については、在籍（出身）校長を通して連絡し、午前8時30分から午前8時35分までに指示された入口から受付する。

④ 日 程

区分	受付	諸注意	I		II
実施 時間	8:15 ～ 8:30	8:30 ～ 8:50	9:00～9:40	15 分 間 休 憩	9:55 ～ 10:25
時間	15分	20分	40分		30分
教科等			小論文又は 自立活動の諸検査		面接

（3） 選抜結果発表

- ① WEB出願システムにより、選抜結果の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月25日（水）午後3時から令和8年3月31日（火）午後5時まで

- ② ①の他に、令和8年3月25日（水）午後3時から午後4時まで、本校玄関前に掲示し発表

する。

- ③ 合格者に対して合格通知書(実施要綱様式第6号)を交付するので、受験票を持参し、来校すること。
- ④ 発表後、令和8年3月25日(水)午後3時から午後4時までの間に、制服採寸等を行う。

(4) 入学辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式第7号)を在籍(出身)校長を通して、本校校長に提出する。ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、本校に提出した書類は返還しない。

IV その他

1 感染症にかかる特例措置について

インフルエンザ罹患者や新型コロナウイルス感染症罹患者、体調不良者の別室受験については、これまでどおり認めることとする。

2 各様式について

令和8年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱に掲載のとおりとする。